

中小企業者向け融資制度のご案内

早島町中小企業低利融資制度は、町内中小企業者の経営の安定と設備の近代化等を図るため、必要な資金を融資する制度です。

この制度は、岡山県信用保証協会の保証を付けることにより、金融機関に対する信用力を高め、より有利な条件で融資が受けられるものです。

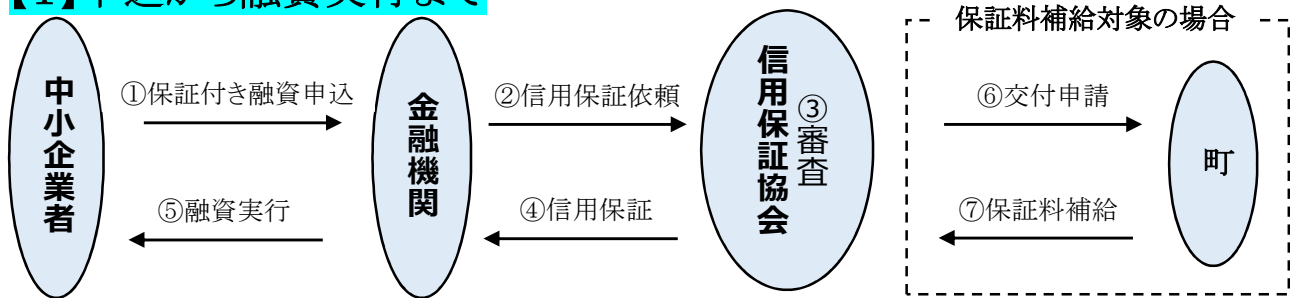
区分	制度	小口事業資金
1. 融資対象		以下の要件をすべて満たしている者 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者であること。（詳細は裏面【2】参照） ・町内に主たる事業所を有する法人又は、町内に住所及び主たる事業所を有する個人であること。 ・町税を完納していること。 ・町内において引き続き1年以上同一事業を行っていること。 ・保証協会の保証対象事業を営んでいること。 ・暴力団又は暴力団員等でないこと。暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。 ・信用保証協会の求償権を有していないこと。 ・金融機関と取引停止中でないこと。
2. 資金用途		運転資金・設備資金
3. 融資金額		700万円以内
4. 融資利率 (変動金利)		年1.80%（責任共有制度対象） 年1.65%（責任共有制度対象外）
5. 信用保証料率		年1.52%以内（詳細は裏面【3】【4】参照）
6. 融資期間		7年以内
7. 連帯保証人		信用保証協会の定めによる。
8. 担保		必要に応じ徴する。
9. 取扱金融機関 (申込先)		中国銀行 早島支店 トマト銀行 妹尾支店 玉島信用金庫 早島支店

◎は必ず必要 ○は必要に応じて提出

申込みに必要な書類			個人	法人
	信用保証委託申込書		◎	◎
	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※発行から3か月以内のもの		—	○
	印鑑証明書(含連帯保証人)		○	○
	確定申告書(写し)及び決算書		◎	◎
	残高試算表		○	○
	申込人の納税証明書		◎	◎
	住民票 ※法人は代表者の住民票		○	○
	申込人の固定資産税(評価・課税)証明書		○	○
	連帯保証人の固定資産税(評価・課税)証明書		○	○

※必要な書類は、取扱金融機関及び信用保証協会へ事前にご確認ください。

【1】申込から融資実行まで



- ① 保証付き融資申込 … 必要な処理を添えて、取扱金融機関へ申し込んでください。
- ② 信用保証依頼 … 取扱金融機関を経由して、信用保証協会へ信用保証を依頼してください。
- ③ 審査 … 保証承諾の可否について、事業の内容や資金用途等を審査します。
- ④ 信用保証 … 保証が決定されると、取扱金融機関へ信用保証書が発行されます。
- ⑤ 融資実行 … 取扱金融機関で借入の手続きを行ってください。

※なお、融資状況について、信用保証協会及び取扱金融機関から町へ報告があります。

<保証料補給対象の場合>

- ⑥ 交付申請 … 信用保証協会が町へ申請します。
- ⑦ 保証料補給 … 町から信用保証協会へ直接保証料を補給します。中小企業者からの申請は必要ありません。

【2】中小企業者とは

主たる事業の業種	資本金の額	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (次の3業種を除く。)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

【3】信用保証料率

○小口事業資金の保証料率

単位(年):%

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45

※セーフティネット保証等を利用される場合は、経営状況にかかわらず一律の料率が適用されます。

【4】信用保証料補給制度

次の要件に該当する場合、信用保証料を補給します。

○中小企業者が少額の資金を利用した場合

補給対象要件 (※右記の全ての要件を 満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・300万円以内の小口事業資金を新たに利用した方 ※2口目以後の融資については、既融資残高との合計額が300万円以内の場合のみ対象となります。
---------------------------------	--

※該当される場合は、町から信用保証協会へ直接保証料を補給します。中小企業者からの申請は必要ありません。